

【国の「事業再構築補助金」への上乗せ補助】よくあるご質問

No.	申請の手引きの項目	内容	回答
2-1	2.補助対象者	国の事業再構築補助金に採択された時点では県外で事業を行っており、宮城県の上乗せ補助に申請する時点では宮城県に住所を持つ場合は、上乗せ補助の対象として認められるか。	補助対象者は、手引き(P1-2補助対象者)に記載のとおり宮城県内に本店を有する法人または宮城県内に住所を有する個人事業主としていたるところです。 しかしながら、国の事業再構築補助金に採択された事業計画書において、採択された補助事業の実施場所が宮城県内となっており、かつ、宮城県事業再構築支援補助金(上乗せ補助)への申請時点において、宮城県内に本店を有する法人または宮城県内に住所を有する個人事業主については、上乗せ補助への申請が可能です。
2-2	2.補助対象者	国の再構築補助金で購入したものを宮城県外の拠点で使用している場合、宮城県の上乗せ補助の補助対象となるのか。	補助対象者は、手引き(P1-2補助対象者)に記載のとおり宮城県内に本店を有する法人または宮城県内に住所を有する個人事業主としていたるところです。 国の事業再構築補助金の申請時点で宮城県内に本店を有する法人または宮城県内に住所を有する個人事業主が、国の事業再構築補助金に採択された事業計画において、宮城県外を補助事業の実施場所としており、宮城県事業再構築支援補助金(宮城県独自補助)への申請時点においても、宮城県内に本店を有する法人または宮城県内に住所を有する個人事業主である場合は、上乗せ補助の対象となります。